

## 第4節 保育所・学童保育施設等

### (1) 保育所等

#### (施設内で陽性者が発生した場合の対応)

令和4年(2022年)1月中旬以降に再び感染が急拡大し、第6波を迎え、積極的疫学調査が重点化され、保健所による園内でのPCR検査も中止となる状況の中、施設内における感染リスクをできるだけ抑えるため、新規感染者が確認された場合の取り扱いを「陽性者が確認されたクラスの園児は、陽性者との最終接触日の翌日から10日間(のうち7日間)自宅待機とする」とし、改めて保護者に対し家庭保育の協力を求めた。

さらに、コロナの影響の長期化に伴い、園児の自宅待機も多くなる中で、保護者からは「休まざるを得なくなり生活が苦しくなる」「働く機会の損失が大きい」など、就労への支障に関する様々なご意見が多く届いていた。そうしたことから、令和4年6月、施設内での感染拡大防止を図りつつ、保護者・園児への影響を極力抑えるため、濃厚接触の可能性があると施設が特定した園児のみを自宅待機とする取り扱いに変更した。当初、保護者からは「自宅待機対象者が限定されることで安心した」というような好意的な意見があった一方で、施設からは「判定の基準が難しい」「園で判断できるか不安」等のご意見があったものの、最終的には施設の理解・協力により円滑に運用することができた。

令和4年10月、主流であったオミクロン株は重症化しないという特性を踏まえ、社会経済活動との両立を図るため、保健所と協議し、施設での濃厚接触者を特定する取り扱いは中止し、「陽性者及び家庭内等で濃厚接触者となった園児のみ登園不可」とすることとした。一方で季節性インフルエンザとの同時流行も予想されていたこともあり、普段と異なる症状がある場合には登園を控えていただくよう徹底を行った。これまでは、保護者からの「濃厚接触者を特定しない方向で見直しをしないのか」という意見が多かったが、見直し以降、運用に関するご意見は少なくなった。一方で、施設から「園で職員に感染が拡大した場合、保育士が足りなくなり、開園し続けることができるか不安」といった声が挙がった。その後の感染拡大期には、施設から休園相談はあったものの、保育が必要な方を預かれる体制を整えながら、開所継続に協力いただいた。

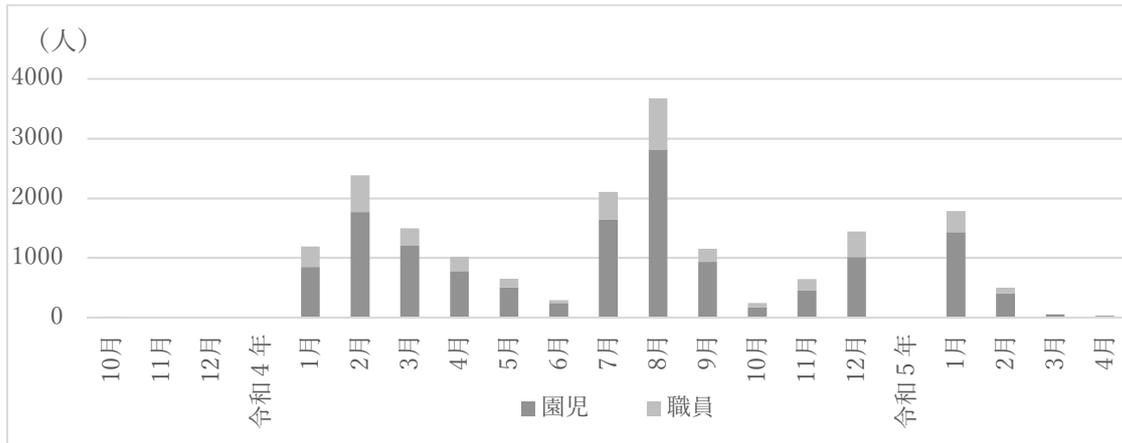
そして、感染症法上の位置づけが令和5年(2023年)5月8日から5類感染症へ移行されることに伴い、さらに取り扱いを変更した。

具体的には、施設内での陽性者発生状況をいち早く把握し対応するため、こども家庭局では休日・夜間を含め電話を受けられる当番体制を敷いてきたが、令和4年6月の取扱の変更にあわせ、相談等がある場合は電話への連絡とし、陽性者発生情報等の連絡は基本的にメールでの報告に切り替えた。また、感染症法上の位置づけが移行されることを受け、令和5年5月8日以降、メールでの報告も不要とした。

### （施設内での感染者数）

施設内での感染者数は、令和4年（2022年）1月に初めて1,000名を上回り、2月には第6波ピークとなる約2,400名の感染者数を記録した。その後5月に入り、月間感染者数が5か月振りに1,000名を下回った。しかし、7月には再度2,000名を上回り、8月には過去最高となる約3,700名の感染者数を記録した。

### 【教育・保育施設におけるコロナ発生状況】



| 年月 | 令和3年10月 | 令和3年11月 | 令和3年12月 | 令和4年1月 | 令和4年2月 | 令和4年3月 | 令和4年4月 | 令和4年5月 | 令和4年6月 | 令和4年7月 | 令和4年8月 | 令和4年9月 | 令和4年10月 | 令和4年11月 | 令和4年12月 | 令和5年1月 | 令和5年2月 | 令和5年3月 | 令和5年4月 |
|----|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|
| 園児 | 12      | 1       | 3       | 847    | 1767   | 1213   | 778    | 505    | 241    | 1645   | 2817   | 931    | 173     | 451     | 1012    | 1433   | 405    | 51     | 29     |
| 職員 | 1       | 0       | 1       | 344    | 617    | 281    | 241    | 144    | 50     | 462    | 855    | 223    | 70      | 194     | 430     | 349    | 94     | 7      | 5      |
| 合計 | 13      | 1       | 4       | 1191   | 2384   | 1494   | 1019   | 649    | 291    | 2107   | 3672   | 1154   | 243     | 645     | 1442    | 1782   | 499    | 58     | 34     |

### （施設職員へのワクチン接種）

マスクなどの感染防護対策が難しい未就学児と日々接する教育・保育施設等に従事する職員に、より早く接種していただけるよう、令和4年（2022年）1月に、ワクチンボランティアの事前登録を依頼し、施設内での感染拡大防止を図った。

また、同年9月のオミクロン株対応ワクチンの接種開始時には、希望される方が速やかに接種を受けられるよう、全施設に先行予約の案内を行った。

### （感染防止対策の周知）

市内感染状況や国・県の通知の発出等に合わせ、感染防止における留意事項等を随時電子メールにて周知した。

令和4年5月20日付厚生労働省通知で、「就学前児童のマスク着用について、2歳未満はマスク着用は奨めない、2歳以上は個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があ

ること」が示されたことを受け、市の対応方針として、各施設に対し、「子どもについては一人ひとりの状況を踏まえる必要があることから、一律にマスクの着用は求めておらず、子どもたちが十分な距離を保つよう協力を依頼するとともに、マスク着用時には、園児が息苦しさを感じていないか十分に注意し、強い負荷がかかる活動は避けていただくこと、2歳児未満児については、窒息や熱中症のリスクが高まるため、着用を推奨していないこと」を通知した。

そして、令和5年2月10日付の保育所等におけるマスクの着用の考え方の見直しにかかる厚生労働省通知に基づき、3月13日以降、「園児には引き続きマスクの着用を求めないこと、職員や保護者には個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることが基本となる」旨を通知した。

### **(感染拡大防止に向けた支援)**

職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施する事業や衛生用品等消耗品・備品の購入に要する経費を補助する新型コロナウイルス感染症対策事業を令和2年度(2020年度)より実施し、令和3年度(2021年度)は約600施設に対し約3.6億円の補助を、令和4年度(2022年度)は約570施設に対し約3.5億円の補助を行った。

令和5年度(2023年度)は、新型コロナウイルスの感染者等が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費を支援することとした。

## **(2) 学童保育施設**

### **(各施設・利用者への対応)**

令和3年(2021年)9月30日、緊急事態宣言が解除されたが、感染再拡大を防止するため、国の方針に基づき、「感染経路の遮断(手指消毒、マスク着用(不織布マスクの奨励)、換気の徹底)及び体調不良者について出勤・登所させない等、基本的な感染防止対策を徹底したうえで運営を継続する」旨を施設に通知した。

令和4年(2022年)1月中旬以降、感染が急拡大(第6波)し、施設内における感染リスクをできるだけ抑えるため、「陽性者(利用児童)が確認され、当該陽性者が感染可能期間に登所していた場合、原則として、感染可能期間中に同じ部屋で昼食・おやつと一緒に食べていた児童についてPCR検査の対象とし、検査結果が判明するまで、検査対象者は登所できない。」とし、「陽性者が確認された場合に濃厚接触者は、最終接触日から10日間(それまで14日間)の療養とする」と変更し、改めて保護者に対して協力を求めた。

令和4年4月には、陽性者発生等により施設を閉所した場合等の利用料の取扱いについて、令和4年度(2022年度)についても、令和3年度(2021年度)の方針を継続して「月額利用料を半額減額する」旨を保護者に通知した。

令和4年6月には、同居家族の症状による登所可否について、「利用児童本人に発熱等の風邪症状がなければ登所可能」と施設に通知した。

令和4年7月には、陽性者が確認された場合の「濃厚接触者疑い」のある児童の待機期間を「陽性者との最終接触日の翌日から5日間（それまで7日間）。ただし、自宅待機終了後も7日間経過するまでは、施設及びご家庭で健康観察を継続すること」として、施設に通知した。

令和4年12月、学校休業期間を迎えるにあたり、新たな行動制限は行わず、社会経済活動を維持するという国の方針に基づき、陽性者発生時の対応について、「学童保育施設については、就労家庭支援のため、これまでどおり、原則として引き続き開所」「施設では、基本的な感染対策が徹底されていること、また、マスクの着用がされていること（おやつ時も黙食実施）から原則、施設独自の自宅待機要請については、実施しない」と施設に通知した。

令和5年（2023年）3月には、令和5年2月10日付のマスク着用の考え方の見直し等にかかる厚生労働省通知に基づき、施設内でのマスク着用等の基本的な考え方について、「未就学児童については、2歳未満では、息苦しさや体調不良を訴えることや、自分で外すことが困難であることから、窒息や熱中症のリスクが高まるため、着用は奨められない。また、2歳以上についてもマスクの着用は求めない。」「小学生以上の児童・生徒は、個人の主体的な選択を尊重し、マスク着用は個人の判断に委ねることを基本とする」「職員や保護者のマスクについても、個人の主体的な選択を尊重し、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とする。」「ただし、事業者が感染対策上又は事業上の理由により、利用者（保護者）又は職員にマスクの着用を求めることは許容される。」と施設に通知した。また、運用開始時期については、未就学児、職員・保護者等は、令和5年3月13日から、小学生以上の児童生徒は、令和5年4月1日からとした。

また、令和5年4月には、令和2年（2020年）4月から実施してきた、通常は年度内2回を上限とする休会回数を、新型コロナウイルス感染症の影響による場合は含まないこととする「休会要件の緩和」の適用期間を、感染症類型で2類と位置付けられている令和5年5月までとする旨を保護者に通知した。

施設内での陽性者発生状況をいち早く把握し対応するため、こども家庭局では休日・夜間を含め電話を受けられる当番体制で行ってきたが、令和4年（2022年）6月の取り扱いの変更にあわせ、相談等がある場合は電話への連絡とし、陽性者発生情報等の連絡は基本的にメールでの報告に切り替えた。また、感染法上の位置づけが変更されることに伴い、令和5年5月8日以降、メールでの報告も不要と施設に通知した。併せて、「陽性者発生等により施設を閉所した場合等の利用料の半額減免の取り扱いについて、令和5年5月7日付で終了する」旨を保護者に通知した。

学童施設での感染者数は第6波では1,591名、第7波では2,404名、第8波では684名の感染者数を記録した。

### **(教育委員会との連携)**

令和3年度(2021年度)当初に、教育委員会と協議の場を設け、感染者が発生した場合の情報共有の方法や、学校及び学童保育施設の想定すべき対応方針等について認識を共有した。

その後も情報共有が十分至らない部分もあったが、学童保育施設は、急な対応が必要となった場合の職員体制の確保が難しいため、教育委員会や学校での取り扱いに関し、できる限り迅速な方針決定と情報伝達を図る必要があることの認識の共有に努めた。

### **(3) 療育センター**

令和3年(2021年)9月末の緊急事態宣言解除後、診療所では、医療スタッフの検温や診察・リハビリ等で使用した物品・室内の小まめな消毒、定期的な換気に努めるなど、基本的な感染防止対策を講じながら診療業務を行った。来院される患者及び付添者・家族に対しては、体調確認や検温を徹底していただき、患者や付添者等に風邪症状などがあれば来院を控えていただくよう協力をお願いした。

また、令和5年(2023年)2月にマスクの着用が個人の判断に委ねられることになったが、重症化リスクの高い患者も利用する療育センターの特性を鑑み、職員及び付添者・家族に対し、マスクの着用を求めた。

児童発達支援センターでは、保育士等職員の検温や園児の手指消毒、送迎バス車内や園内の消毒・換気を行ったほか、日々の療育や給食を可能な範囲で個別または小グループで実施するなど、感染防止対策を徹底した。また、感染状況を踏まえながら、分散登園や家庭保育をお願いすることもあった。家庭保育をお願いする際には、園児の特性に応じた教材や、園生活・療育に関するDVDを作成し、対象家庭へ送付した。マスクの着用については、診療所と同様に、職員及び家族に対し、マスクの着用をお願いした。

療育センターは、診療所と児童発達支援センターが併設した施設であり、かつ知的障害児・発達障害児だけでなく、肢体不自由児など重症化リスクの高い子どもも利用するため、社会全体が5類移行に向けて感染対策が緩和されていこうとする中で、特に配慮が必要な子どもの安全・安心をいかに守るのかを念頭に、療育センター間で運営方法について議論・検討を行った。リモートでの面談や家庭で取り組める療育コンテンツの作成など、次の感染症危機に備えた環境整備について引き続き検討し、感染防止と療育保障のバランスを図りながら、支援が必要な児童に対し療育を提供していく。

### **(4) 保護者感染時の児童の緊急一時保護**

#### **(受入施設の確保)**

保護者が新型コロナウイルス感染症により入院等が必要となったときに、保護者の代わりとなる親族等がおらず、濃厚接触者である児童(濃厚接触児童)を養育する者がいない場合、当該児童の一時保護を実施してきた。

一時保護の実施場所として、令和2年（2020年）5月から6月までは市内の宿泊施設を、令和2年7月から令和3年（2021年）3月までは市内の福祉施設を、令和3年4月から令和5年（2023年）2月までは市内の療養施設を確保していた。その後、令和5年2月にこども家庭センター（児童相談所）が新設移転し、一時保護所内で濃厚接触児童を一時保護できる環境が整備されたため、令和5年3月から本事業についても、こども家庭センター内の一時保護所において実施することとした。

#### 【緊急一時保護所（設置施設）の変遷】

| 時期              | 設置施設           |
|-----------------|----------------|
| 令和2年5月～6月       | 市内宿泊施設         |
| 令和2年7月～令和3年3月   | 市内福祉施設         |
| 令和3年4月～令和5年2月   | 市内療養施設         |
| 令和5年3月～令和5年5月7日 | こども家庭センター一時保護所 |

#### （運営体制の確保）

令和3年（2021年）4月から令和5年（2023年）2月まで、療養施設で濃厚接触児童の一時保護を実施していた期間は、当該児童の一時保護中、運営の責任者として市職員（課長級または係長級）が日勤・夜勤の12時間交替で常駐することとした。

また、上記期間中、一時保護した児童の保育・看護その他の生活支援については、人材派遣の看護師が日勤・夜勤の2交代制で行うこととしたが、令和4年（2022年）4月以降、平日の日勤帯は人材派遣の保育士が看護師とともに生活支援を行うこととして、看護師1名分の出務と置き換え、看護師の確保にかかるコスト削減と人材確保の円滑化を図った。

看護師と保育士による児童の生活支援体制は、基本は1世帯につき常時2名を配置し、未就学児や発達特性により見守りが必要な児童を一時保護した場合は、看護師または保育士の必ず1名が同室するようにした。

児童の一時保護にあたり、当該児童の自宅から一時保護施設への移送については、市職員が公用車等を使用して行っており、その際に看護師1名も同行していた。

一時保護中の児童の食事については、一時保護先の施設より弁当の形式で提供を受けしており、児童に食物アレルギーがある場合はアレルギーの除去等により対応していた。提供される弁当では対応できない場合は、随時、必要な飲食品等を購入して提供した。

令和5年3月以降はこども家庭センター内の一時保護所において保護することとしたため、上記の運営体制は解消した。一時保護所において、日中の生活支援については一時保護所の職員が行い、夜間については、一時保護所の職員に加えて人材派遣の看護師1名を配置する予定としていたが、この間に保護を必要とする事例は生じなかった

め、実績はない。

#### 【児童の受入状況】

|       |            |
|-------|------------|
| 令和2年度 | 29人（計18世帯） |
| 令和3年度 | 39人（計25世帯） |
| 令和4年度 | 14人（計12世帯） |
| 令和5年度 | 0人         |

令和3年度（2021年度）後半より、濃厚接触児童の一時保護についての相談が徐々に減少したことに伴い、受け入れ人数も減少した。特に令和4年度（2022年度）後半以降は、保護者が新型コロナウイルスに感染した場合でもそのまま自宅療養しながら児童を養育するケースも増えたこともあり、相談・受入人数が減少している。

#### **（5）児童福祉施設等への運営支援**

コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰が発生している状況を踏まえ、令和4年（2022年）6月補正予算にて、児童福祉施設等の運営事業者を支援し、保護者の負担増なしに栄養バランスや量を保った給食を提供いただくため、その費用の一部を補助する予算を計上。（子ども一人あたり1日30円、児童養護施設等入所施設は1日90円）

さらには、物価高騰の状況が継続している状況等を踏まえ、10月補正予算にて、さらなる運営支援を実施した。（6月補正予算分に加え、子ども一人あたり10円、児童養護施設等入所施設は1日30円）

なお、食料品等の物価高騰に対応するため、こども食堂も補助の対象とした。

対象施設：保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、児童養護施設、乳児院、自立援助ホーム、児童心理治療施設、ファミリーホーム、里親、学童保育施設、こども食堂